

令和5年度 工事事故防止のための重点対策(中部地整)

- ・ 中部地方整備局管内では、年間60～100件（過去5年間）の工事事故が発生している。
- ・ 令和4年度の事故発生件数は過去5年間で最少の65件であったが、3件の死亡事故が発生した。
- ・ 工事事故の撲滅を目標に以下の重点対策を実施する。

重点対策実施事項

- ① 総括監督員による安全パトロールの実施
- ② 副所長等による抜き打ち点検の実施【新規】
- ③ 安全サポートマニュアル・安全管理〇×写真集の活用
- ④ 下請業者の安全パトロールへの参加促進【新規】
- ⑤ 労働基準監督署との合同安全パトロールの実施【新規】
- ⑥ 安全対策に関する新技术の活用促進【新規】

令和5年度における工事事故防止のための重点対策の実施について (中部地方整備局)

令和3年における全国の労働災害による死者数は867人であり対前年比で8.1%増加したが、令和4年の速報値によると758人であり、平成29年以降で最少となる見込みである。しかし、建設業における死者数は全産業のうち約3割を占めており最も高い状況にあるため、建設業の新3Kを実現するためにも、これらの労働災害を減らすことが課題となっている。

中部地方整備局管内の工事事故発生状況は、年間60～100件（過去5年間）程度発生しており、減少傾向ではあるものの下げ止まりの状況で推移している。令和4年度は3件の死亡事故が発生したため、事故発生を抑制するために以下の重点対策を実施する。

I. 重大事故撲滅のための重点対策実施事項

令和4年度は3件の死亡事故が発生しており、労働安全衛生規則や土木工事安全施工技術指針に違反している事案やクレーン作業に伴う重大事故が発生しているため、総括監督員をはじめ事務所全体で工事事故防止に取り組むとともに、工事受注者に対して改めて法令順守及び現場の安全管理について徹底すること。

1. 総括監督員による安全パトロールの実施

総括監督員自らが工事現場に赴き、安全サポートマニュアルのチェックリスト等により安全管理の実施状況を点検し、工事事故の発生抑制に努めること。

2. 副所長等による抜き打ち点検の実施

副所長等が予告なく工事現場に赴き、安全サポートマニュアルのチェックリスト等により安全管理の実施状況を点検すること。

3. 安全サポートマニュアル・安全管理○×写真集の活用

日々の現場確認や安全パトロールを効果的に実施するために、安全サポートマニュアルに収録されているチェックリストや安全管理○×写真集を活用すること。

【安全サポートマニュアル】

https://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/pdf/anzen_support_r0211.pdf

【安全管理○×写真集】

https://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/pdf/anzen_kanri_r0310.pdf

4. 下請業者の安全パトロールへの参加促進

工事事故は下請業者に起因するものが大半を占めることから、支部安全パトロール

への下請業者の参加を促進し、工事関係者全体の安全意識の高揚を図ること。

5. 労働基準監督署との合同安全パトロールの実施

不安全箇所の早期発見や労働基準監督署との関係強化のために、支部単位で毎月実施している安全パトロールに労働基準監督署職員を招き、年2回程度以上の合同安全パトロールを実施すること。

6. 安全対策に関する新技術の活用促進

直轄工事において新技術の活用を原則義務化していることを踏まえ、安全対策に関する新技術の活用を工事受注者に促すこと。特にクレーン関連の安全対策に関する新技術を積極的に活用し重大事故の撲滅に努めること。

II. 労働災害の防止

1. 墜落・転落災害の防止

令和4年度における管内の工事関係者の災害（労働災害）38件のうち墜落・転落災害は10件であった。高所からの墜落・転落は重大事故につながることから、以下の項目について受注者において確実に実施されるよう指導し、事故防止に万全を期すこと。

- ① 足場（足場機能を有する支保工含む）の施工については、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（厚生労働省、平成27年5月）」及び「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省、平成21年4月）」により実施すること。
- ② 法面、擁壁等高所から墜落・転落のおそれのある箇所での作業については、親綱、墜落制止用器具等適切な保護具の使用を徹底させること。
- ③ 墜落制止用器具等保護具の使用及び近道行動の禁止など高所作業における安全確保に資する教育を繰り返し行い、工事関係者全員の安全意識の向上を図ること。
- ④ 足場等仮設物の点検を強化するとともに、墜落制止用器具等の使用状況の確認を徹底すること。
- ⑤ 仮設設備においては、現場条件を十分考慮した安全対策を検討し実施すること。

2. 挟まれ事故の防止

令和4年度における管内の工事関係者の災害（労働災害）38件のうち挟まれ事故は11件であった。

作業手順書の未整備や慣れや気の緩みによる不安全行動、不注意による挟まれ事故を撲滅するため、特に以下の確認、指導を行うこと。

- ① 作業内容に応じた適切な作業方法及び安全衛生管理計画が策定されているか確認すること。

- ② 日常の作業指示、危険予知活動、新規入場者教育、安全教育等の安全管理が適切に実施されているか確認すること。
- ③ 作業内容に応じて具体的に作業手順書を作成し、作業手順書どおり適切に実施されているか確認すること。

III. 公衆災害の防止

1. 架空線・地下埋設物等損傷事故の防止

【架空線】

令和4年度における管内の公衆災害27件のうち架空線等損傷事故は4件であった。

架空線等損傷事故については過去幾度となく事故防止対策の徹底を通知しているが、令和4年度においても多くの事故が発生している。

高圧電線や光ケーブルなどの切断は広範囲に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるため、特に以下の項目について必要に応じて実施されるよう指導し、事故防止に万全を期すこと。

- ① 「架空線等上空施設の事故防止マニュアル（案）（中部地方整備局、令和2年10月）」に示されている受注者及び発注者が行うべきことを十分把握し確実に実行すること。
- ② 架空線等上空施設の位置を明示する注意看板、防護カバー、高さ制限装置の設置、建設機械ブーム等の旋回・立入禁止区域等の設定及び現場への明示等を行うこと。
- ③ 近接施工する場合は監視員を配置し、適切な作業誘導を実施すること。
- ④ バックホウ、ダンプトラック、自走式クレーンなどを移動させるときは必ずブーム、荷台等を下げ、複数の人員での確認を徹底する。
- ⑤ クレーン付きトラックやダンプトラックの使用においては格納忘れによる走行時の接触事故を防止するために安全警報装置付き建設機械の普及を促進すること。
- ⑥ バックホウによる架線切断事故は作業員の独断による予定外作業を行った際に発生していることが多いことから、作業員の判断で予定外作業を行わないことを徹底すること。
- ⑦ 架空線等上空施設に対する注意が持続するよう、全作業員に対し繰り返し安全教育を行うこと。

【地下埋設物】

令和4年度における管内の公衆災害27件のうち、地下埋設物損傷事故は2件であった。

地下埋設物損傷事故は社会生活に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、特に以下の項目について確実に実施されるよう指導し、事故防止に万全を期すこと。

- ① 「地下埋設物の事故防止マニュアル（中部地方整備局、令和2年10月）」に示され

ている受注者及び発注者が行うべきことを十分把握し確実に実行すること。

- ② 設計図書に明示した地下埋設物の状況について、埋設物管理者に出向いて確認を行う。
- ③ 設計図書に明示されていない地下埋設物が存在する可能性のある箇所については、必ず管理者等に地下埋設物の有無を確認すること。
- ④ 埋設物が予想される場所で施工する時は、施工に先立ち埋設物の種類、位置構造等を原則として目視により確認すること。なお、的確な位置を試掘するため、試掘位置の決定に埋設物管理者の立会を求めるここと。
- ⑤ 試掘に立会した埋設物責任者の現地指揮の下、地下埋設物の近接作業を実施すること。
- ⑥ 地下埋設物の埋設位置を把握していたにもかかわらず損傷事故を発生させた事例もあることから、地下埋設物の存在を現地にわかりやすく表示するとともに、全作業員への周知を徹底すること。

2. 交通事故の防止

令和4年度における管内の公衆災害 27 件のうち公道における交通事故は 12 件であった。

交通事故の発生件数は昨年度と同程度であるが、同一工事で複数回発生するなどの状況も見受けられることから、引き続き以下の対策を継続すること。

交通事故は、安全確認不足など運転手等作業員個々の不注意によるものが多いが、公衆災害としての交通事故を撲滅するため、安全協議会等において警察による交通安講習を取り入れることや、車両にドライブレコーダーを設置するなど、受注者として全工事関係者の交通安全意識を高めることで事故防止に万全を期すこと。

IV. その他

- 1. 建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第 47 条1項、車両制限令第 3 条における一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画を作成し運搬計画通りに運行していることを確認すること。

2. 過積載の防止

土砂運搬、資材等の運搬時には道路交通法等の各種法令を遵守し、過積載防止に努めること。また、下請企業、製造委託先及び委託購入品メーカーにも周知徹底・指導管理を行うこと。